平成２０年（フ）第３０１号
愛知県豊川市千両町下西の谷２番地　県営千両住宅１棟302号、開始決定時の住所愛知県岡崎市雨山町字宮ノ入33番地３
破産者　山本　　林
１　期日　平成24年１月30日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年11月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第５４２０号
大阪府高槻市名神町６番５号
破産者　藤堂　正英
異議申述期間　平成24年１月13日まで
平成23年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３４号
千葉県佐倉市木野子27番地１
破産者　延命ひとみ
免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
平成23年11月17日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第９６８３号
東京都杉並区宮前５丁目25―18―202
破産者　飯田　一海
免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
平成23年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第７号
長野県松本市波田字扇子田66番地19
清算株式会社　長野環境センター株式会社
１　決定年月日　平成23年11月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所松本支部

更生債権等の特別調査期間

平成２３年（ミ）第３号
岡山県岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原生物化学研究所
主文　更生債権等の特別調査期間を平成23年12月２日から平成23年12月６日までと定める。
平成23年11月16日
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２３年（再）第５号
神戸市垂水区塩屋町２丁目５番11号
再生債務者　竹原　茂樹
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月21日から平成24年３月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第２号
沖縄県糸満市西崎２丁目７番14―101号グランハイム西崎
再生債務者　前川　雅春
１　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月25日から平成24年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

決議に付する決定

平成２３年（再）第１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢15番地
再生債務者　株式会社平泉ホテル武蔵坊
１　決議に付する計画案　平成23年11月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年12月16日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年12月９日
平成23年11月16日　盛岡地方裁判所一関支部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号
群馬県太田市新田木崎町170
再生債務者　株式会社三興製作所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年11月16日　　前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３６号
茨城県筑西市関本肥土23番地６
再生債務者　白石　　恒
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再イ）第３７号
茨城県桜川市大曽根1319番地
再生債務者　今井　広治
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再イ）第３２５号
横浜市港南区日野中央２丁目41番３―106号
再生債務者　関　　孝
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３４０号
横浜市中区山手町203番地５
再生債務者　野村　北斗
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第６９号
川崎市宮前区東有馬３丁目８番22―212号
再生債務者　菊地　広安
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再イ）第７５号
川崎市高津区久末1521番地14
再生債務者　丸山　善仁
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再イ）第７６号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目13番地１　村田ビル205
再生債務者　川井　通生
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再イ）第７７号
川崎市高津区下野毛１丁目２番１－１号
再生債務者　真弓　　学
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係